

## 徳島市食育推進計画策定市民会議設置要綱

### (設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）の規定に基づき、徳島市の食育推進計画を策定するにあたり、広く市民の意見を求めるため、徳島市食育推進計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 市民会議は、食育推進計画の策定及び食育に関する施策の推進について審議し、意見を述べる。

### (組織)

第3条 市民会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、関係団体の代表者及び公募市民等の中から、市長が委嘱する。

### (会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 市民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聞くことができる。

### (設置期間)

第6条 市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

### (事務局)

第7条 市民会議の事務局は、保健福祉部保健福祉政策課に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

## 徳島市食育推進計画策定市民会議委員名簿

(50音順、敬称略)

氏 名	所属団体名等	役職等
あさひ　しんいち 浅樋 真一	徳島市・名東郡PTA連合会	会長
いかわ　かつよし 井河 勝淑	徳島市農業協同組合	営農経済部部長
うの　きみこ 宇野 貴美子	徳島市幼稚園長会	副会長
たかはし　けいこ 高橋 啓子	四国大学	生活科学部教授
にいみ　くみこ 新見 公美子	徳島市私立認可保育園連盟園長会	副会長
のがわ　なみこ 能川 奈己子	公募委員	
ばんどう　けいこ 板東 恵子	徳島市婦人連絡協議会	会長
ばんどう　けんいち 坂東 賢一	公募委員	
ばんどう　ともこ 坂東 智子	一般社団法人徳島市医師会	副会長
ばんどう　てるみ 坂東 光美	一般社団法人徳島市歯科医師会	副会長
まつむら　あきこ 松村 晃子	公益社団法人徳島県栄養士会	会長
やまぐち　ひろあき 山口 弘晃	徳島市・名東郡小学校校長会	食育部会係校長